

「鳴門市うずつ子条例」ができました！

◀子どもたちのことを第一に考える

鳴門市の実現のために

◀詳細は
こちら



「うずつ子」とは？

条例名にある「うずつ子」とは、渦潮のあるまち鳴門市で、生活したり学んだりしている子どものことです。子どもたちの笑顔渦巻く鳴門市となるように、との願いが込められています。そして、子どもたちが自分たちのための条例であると分かるように、また、シンプルで分かりやすく親しんでもらうために、この条例名になりました。



条例では何が決められている？

この条例の基本理念は、次のとおりです。大きな柱として、5つのことが決められています。

子どもは大人と同じように、一人の人間としてさまざまな権利を持つています。また、成長の過程にあって、保護や配慮が必要な、子どもならではの権利もあります。国際連合の「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」



子どもの権利とは？

この条例では、生まれてから高校3年生相当の3月末までの年齢の方を「子ども」と定義しています。鳴門市内に住民票がある方のほか、鳴門市内の学校に通学している方、鳴門市内で就業している方も含みます。



対象となる子どもは？

子どもの基本的人権を尊重し、擁護すること、子どもの成長を支援すること、子どもが社会参加できる環境を整備すること、保護者の子育てを支援すること、関係者が責務と役割を果たし、互いに連携すること。

令和5年4月1日から「鳴門市うずつ子条例」が施行されています。この条例は、子どもたちのことを第一に考える鳴門市の実現のために制定しました。子どもの権利を尊重し、子どもを守ること、子どもたちが成長と子育てを支援すること、そのためには鳴門市に係する人たちがやるべきことを定めています。



- ▼ 市役所や市議会
- ▼ 子どもの保護者
- ▼ 市民や市内に通勤通学する人
- ▼ 子どもが育ち学ぶために通所、通学、入所する施設
- ▼ 市内で事業活動を行う個人や団体

この条例では、以下の5つの分野について、それぞれの役割などを定めています。



条例を守るのは誰？

は日本も批准しており、この条例も、その精神にのっとり制定されています。子どもの権利条約に定められている権利には、大きく分けると以下のようないものがあります。

生きる権利：住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られます。